

災害対策全国交流集会 2019 in 神戸

第1分科会 「被災者本位の復興と支援を考える」 報告

- ・参加者 38名
- ・担当分担 分科会紹介 金野耕治（岩手復興県民会議）
司会 入江恵一（全日本民医連）
高橋 基（いわて生協労組）
分科会報告 山田栄作（新潟県災対連）
記録 工藤光輝（保団連）

1. 分科会のねらい

阪神・淡路大震災以来の、被災者の権利と生活を守ってきた取り組みを振り返り、被災者本位の復興はどうあるべきかを交流する。各地の被災地・被災者支援の到達と課題を出し合い、活動を交流し、被災者生活再建支援制度の抜本的拡充など、活動の方向性を共有する。

2. 分科会の概要

分科会では各被災地での制度創設・拡充に向けた取り組みと成果と課題について、3人から報告があった。また、兵庫県や神戸市等の「借り上げ住宅追い出し裁判」の経過と現状、河川行政の誤りを正す「鬼怒川水害裁判」の報告があった。

報告を踏まえ、参加者でこの間の災害での被災者支援の取り組みと到達と課題を出し合い、交流した。また、被災者生活再建支援法の改正に向けた現状と、全国災対連など各地の役割、今後の運動の方向性を共有した。

各発言者からは、行政・住民とともに運動を広げていることが紹介された。被災者支援制度の拡充の一方、住民・被災者に分かりにくくなっている現状がある。これを被災者に分かりやすく周知すること、各自治体間での支援制度の格差をなくして水準を高めていくこと、国制度として被災者再建支援法の改正が必要であることを共有した。また、これらの取り組みのために、全国災対連、地域災対連の役割が重要性を共有した。

3. 報告の要旨

①伊勢純氏（日本共産党陸前高田市議）

伊勢氏は「災害後の支援制度、バトンをみんなでつなごう！」をテーマに、県・市の住まい確保、生業再生を中心とする多くの支援制度が、被災者の要求と行政担当者の知恵・工夫で拡充してきたこと、それを周知し、使っていくことがさらなる支援制度の拡充や新制度の創設につながると強調した。特に岩手県の医療費・介護利用料減免措置が住民に強く望まれ、10年間継続していることが特に喜ばれていると指摘した。

また伊勢氏は、被災地では若い人がボランティアなど支援の輪に入ったこと、これまでの被災者支援を通じて獲得されてきた制度を、チラシやSNSで発信していくことが被災者を励ますとして、手本となるべきチラシ等の「型」の確立が必要、と提起した。

②那須由美子氏（兵庫県商工団体連合会事務局長）

「阪神・淡路大震災からの営業再建をめざす要求運動」をテーマに報告した。那須氏は、被災者を一軒一軒訪問する中で必要な要求をまとめ、実現してきた経験を振り返っ

た。阪神・淡路大震災の発災直後からの自治体その他関係機関への繰り返しの要請、交渉を通じて、金融・融資、営業の場の確保、雇用・従業員の確保をはじめ、生活、住宅、税・保険料の猶予・減免など、数多くの制度的対応を勝ち取ってきた。

現在の課題として被災者が融資の返済を迫られていることへの対応を報告。借入（求償）残高 2400 万円、遅延損害金 6900 万円を、支払い続けてきた例を紹介。「死ぬまで返させるべきではない」として、回収停止にもっていく取り組みが必要とした。

③森本真氏（日本共産党神戸市議員）

森本氏は、被災者生活再建支援法について、支援金の引き上げ、一部損壊への対象拡大は当たり前という世論になっており、特に対象拡大は、全国知事会や指定都市市長会の提案・要望にも盛り込まれていると指摘した。

また森本氏は、都道府県独自の支援制度について「全壊 300 万円・一部損壊も対象」とする県から、「5 万円の見舞金」にすぎない県まであり、格差があると指摘。また、支援対象が特定の災害に限定されているところもあり、恒常的な制度にする必要があるとした。各地域で、自治体の支援制度の内容を把握すること、中小企業・事業者への支援制度の拡充とともに、分かりやすく、使いやすい制度にすることが必要だと述べた。

4. 発言の特徴

この間の災害での支援の中で課題となってきた問題として、▽「復興公営住宅」の家賃が重くなっていること▽台風被害で特に在宅被災者が増えており、これを含めた総合支援制度の必要性▽被災者生活再建支援法の拡充をどのように実現していくか―が指摘された。

また、千葉県などでの台風被害の救済が現状の支援制度では不十分であることが指摘されたほか、損害保険が分かりにくく、国の地震保険についても改善が必要であることが指摘された。また、千葉県の台風被害に対して、ボランティアの受け入れ態勢に問題があったことが報告された。

被災者の医療費免除が被災者にとって大変喜ばれていることが報告された。岡山・倉敷市では免除の継続が課題となっており、岩手県の制度や取り組みの経験について交流した。今回の台風被害では、国保の医療費免除について自治体間で対応がまちまちとなったことから、国のイニシアチブで医療費免除にする仕組みが必要であること、また、国の災害復興支援の中に、被災者への医療支援が欠落している問題点が指摘された。

熊本・益城町では入居が始まる災害公営住宅について、家賃が高いなどの問題から、仮設住宅から移れない人や、住宅再建ができないなどの懸念が指摘された。

被災者生活再建支援法の改正の進捗について武田良介参議院議員から、野党間の働き掛けを進めているとの報告があった。また、野党の支援法改定案は、東日本大震災復興特別委員会にかかっているが、課題の性質上、災害対策特別委員会で議論すべきという動きを作っていく必要がある、全国災対連として野党共同を進めることと併せて、与党への働きかけも求められるのではないかと、との指摘があった。

また、被災者支援、災対連の取り組みで重要なこととして、▽「こたえ」は現場にある、被災の現場で声を聞く取り組みが欠かせないこと▽取り組みに当たっては、国民の誰もが健康で文化的な生活を営む権利があること、幸せになる権利があるということを基本に、制度の拡充をしていくこと―が指摘された。

以上